

## 第23回年金部会委員提出資料

○ 大澤委員提出資料 ···· P 1

### 一年金制度改正に係る意見

(第22回年金部会資料5-2に既登載の論点以外の点)

○ 小島委員提出資料 ···· P 4

### 一年金積立金の運用のあり方等についての意見

○ 杉山委員提出資料 ···· P 5

#### - (補足意見) 年金と次世代育成支援について

## 年金制度改革に係る意見（第22回年金部会資料5-2に既登載の論点以外の点）

030731 大沢真理

### 1. 年金制度改革の基本的な視点

- \*制度への信頼をえるためには、“応能負担と負担に応ずる給付”という年金保険の原点に立ち戻る必要がある（“必要に応じる給付”は、現金給付では2次的であるべき）。
  - ・応能負担をより徹底するために、標準報酬最高限を引き上げるべき（健康保険なみ）。高所得者の実際の保険料率が低いという「逆進性」は、負担が高まらざるをえない局面では、応能原則との乖離が覆いがたくなり、制度への信頼を維持することが困難。
- \*自営業人口の減少と雇用者のフルタイム安定雇用という20世紀後半の条件を前提とせず、雇用就業が流動化する今後の条件に即応できる制度とするべき。
  - ・非正規化などにより、社会保険の適用をうけない雇用者の増加（特に女性）
  - ・事業所の厚生年金からの（偽装）脱退、保険料が納められない、失業や転職のあいだに届け出漏れになる等→近年では年々400万人前後が2号から1号に以降
- \*ライフスタイルの多様化や変遷に対して、中立な制度とするべき。
  - ・40年間「第3号」であり続けるような人はごく稀。配偶者に「扶養される」状態は、1つのライフステージにすぎず、別のライフステージへの移行を阻害しない制度設計が必要。現行の「第3号」、遺族年金は、自立的ライフステージへのハードルを高くしているのか。

### 2. 公的年金制度の基本的な考え方・体系

#### (1) 制度の体系についてどう考えるか

- \*被用者グループと自営業者グループがあたかも固定的に異なるかのように見る見解は、上記の20世紀後半的諸条件に立脚している。

### 3. 給付と負担の在り方

- \*非現実的な40年間夫片稼ぎ世帯を例外として、その他の世帯類型では、給付水準（所得代替率）が50%を切るようになることにてらせば、20%程度の保険料率は妥当ではないか。給付の自動調整を行う場合、給付水準の下限については、積立金の取り崩しによって維持するべき。
- \*長期の拠出を求める年金制度で拠出インセンティブを高めるため、給付は拠出に応じたものとするべき。医療・介護などの社会サービスを通ずる再分配が機能すれば、年金制度内の垂直的再分配は弱めていいのではないか。国庫負担による再分配に限定し、それを低所得者に集中することが効率的ではないか。
- \*高所得者の給付調整などは行うべきでない。公的年金等控除の見直しで対応するべき。

### 5. 支え手を増やす方策等

#### (1) 短時間雇用者への厚生年金の適用

- \*標準報酬最低限の引き下げを行ったうえで、労働時間が短くても一定以上の賃金収入があれば適用する。複合就労の場合も、本人には合計賃金収入に応じて、各事業主にも支

払い賃金に応じて、拠出を求めるべき。必ず将来の給付に結びくだけでなく、社会保険の適用はフルタイムとの待遇格差の縮小を導きうるのであり、負担への理解は得られよう。

\*事業主側では、フルタイム従業員を多く雇う事業所とパートが大部分の事業所の間で、より社会保険料負担をシェアすること(=競争条件の平準化)が望まれる。現在では、厳しい国際競争にさらされる業種が、不相応に重く社会保険料を負担していないか。

### (3) 次世代育成支援

\*教育資金貸付制度については、進学しなかった同年代の者が負担する厚生年金保険料が、比較的恵まれた層である進学者に対して、奨学資金に回るということに、理解が得られるか。

## 6. 女性と年金

\*年金権を分割すれば、妻(あるいは夫)の無償労働を通じた貢献が目に見えるようになる。現行制度と変わりないとはいえない。

## 7. 遺族年金等

### (1) 遺族年金

\*“専業主婦”的潜在的稼得能力を認めない制度は改正するべき。  
・若年～中年期の子のない妻について。18歳未満の子がない場合、昭和30年代には55歳まで支給停止だった。働ける場合は「働いて頂く」と、当時の保険局長は国会答弁している。これが一転して昭和40年に、妻の年齢要件が撤廃され、支給停止(55歳まで)も廃止された。中高年加算が導入されたのは昭和61年で、男女雇用機会均等法の施行の年である。女性が夫に死別したというだけで(子がなくても)、いわば“無能力”とみなされる度合は、昭和30年以降の累次の改正によって強まったのである。しかし、昭和30～40年代の雇用機会・賃金の男女格差が現在よりはるかに大きかったことからすれば、雇用機会均等法が改正強化され、男女格差が縮小した今日、子のない妻への遺族年金制度を維持する必要は、厳密に問われるべき。実際、1980(昭和55)年改正時に、政府は40歳未満の子のない妻を遺族の範囲から除外する法案を提出した(国会で削除)。85年改正でも、審議会は遺族の範囲の絞り込みを提言したはずである。  
・支給要件の男女差等は速やかに撤廃するべき。年収要件のみでよい。また生計維持の要件である年収850万円は高すぎる。ちなみに、2002年に児童扶養手当法等が改正され、今国会で母子家庭就業支援法が成立した。主なコンセプトは「母子家庭になってから5年で自立」であり、児童扶養手当が全額支給されるための年収の上限は約205万円から130万円に引き下げられたところである。18歳未満の子のある場合の遺族年金も期間限定が妥当。

## 8. 国民年金保険料の徴収

\*第3号被保険者制度が第1号の拠出インセンティブを損なっているという問題を直視するべき。

## 11. 企業年金等

\* 公的年金の役割縮小は、階層と性別の格差を拡大する。イギリスの 1986 年サッチャーヤー年金改革は、公的年金の所得比例部分の給付条件を引き下げるとともに、個人年金や企業年金の加入者が公的年金から適用除外するための条件を大幅に緩和した。その結果、5 年経過後の 90 年までに公的年金の加入者は 1200 万人から 750 万人まで減少した。この間に適用除外となつたのは 450 万人（86 年時点の加入者の 2 割）。同じ期間に、認可個人年金の加入は 400 万人増えたが、その 75% は男性だった。つまり、給付の点で以前より不利にされた公的年金に「取り残された」人は、どちらかといえば恵まれないブルーカラー労働者やとりわけ女性だった。個人年金や企業年金が国庫の多大の租税支出（税控除）を行わせ、その受益者が比較的高所得者であることも、要注意。

## 12. 年金改革と他の社会保障制度改革

\* 社会保障制度審議会の第 3 次勧告（1995 年）の次のくだりを反芻したい。

「国民生活を安定させるための費用は、いずれは誰かが負担しなければならないのである。たとえ社会保険料や租税といった公的負担が増大したとしても、社会保障制度が充実されるならば、個人負担、例えば、医療や社会福祉における利用者負担、民間保険の保険料、家族による扶養、介護、育児等の負担などや、福利厚生面での企業の負担等が軽減されることとなる。逆に公的負担を抑制すれば、個人負担や企業負担が増大する。」

2003.8.1

## 年金積立金の運用のあり方等についての意見

社会保障審議会年金部会委員

小 島 茂

### 1. 年金積立金の運用のあり方について

#### (1) 年金積立金は市場運用リスクを回避し、安全運用を基本にする

年金資金運用基金における年金積立金の市場運用分は、2年続けて3兆円を超えるマイナス運用となっている。特に、株式運用は、常に運用リスクと政治的リスク（株価維持のためのPKO問題）があるため、当面、以下の還元融資の実施・拡大によって、市場（株式）運用枠を削減し、国債などの債券運用を基本にする。

現在の積立金（150兆円規模）は将来的に過減させる。また、市場運用を行う場合は、運用結果について、5年ごとの財政再計算期に厳格な評価を行い、結果責任を明確化すべきである。

#### (2) 年金積立金は、次世代育成支援、被保険者への還元融資などで有効活用する

総合的な次世代育成支援策の一環として、若年世代、現役時代から年金制度のメリットを受けられるよう、若者に対して年金積立金からの低利子による奨学金の貸し付け制度を創設する。

また、積立金による被保険者へのバリアフリー対応の住宅融資、自己啓発費用への融資などを実施する。

さらに、年金受給者を対象にした「リバースモーゲージ」制度を検討すべきである。その際には、土地・住宅の担保切れや長期融資リスクに対する保険制度などと合わせて検討する。

### 2. 被用者年金制度の一元化の推進について

被用者年金の一元化については、2001年2月の「公的年金制度の一元化に関する懇談会」報告、及び同年3月の閣議決定（国共済と地共済の財政単位の一元化推進、及び被用者年金制度の財政単位の一元化についての検討等）に基づき、関係者の合意をはかりつつ、一元化に向けて推進をはかる。

### 3. 年金制度運営への被保険者の参加促進について

年金制度、年金積立金の運用などの制度運営の透明性と信頼性を高めるため、保険料を負担している被保険者、事業主の代表が直接参加する「制度運営に関する協議機関」を創設すべきである。

以上

(補足意見) 年金と次世代育成支援について

2003.8.

(有)セレーノ 杉山千佳

- 平成 14 年 1 月の新人口推計の結果では、2050 年の合計特殊出生率の中位推計は 1.39 となり、5 年前の中位推計 1.61 を大きく下回った。昨年の合計特殊出生率は 1.32. あらゆる手立てを講じて少子化問題に取り組まなければならない状況になっている。ところが、社会保障給付費に占める高齢者関係給付費と児童・家庭関係給付費の比較を見てみると、高齢者関係 6.8. 5 % (約 53 兆 2 千億) に対し、児童・家庭には 3.5 % (約 2 兆 7400 億)。(平成 12 年度)
- 今ここで、次世代育成支援施策を高齢者関係施策と並ぶ国的基本的政策と位置づけ、思い切った対策を講じなければ、子どもを産み育てることが幸せと思える社会をつくることはできない。
- 特に「世代間扶養」のしくみで成り立っている年金制度では、支え手である若者が年金を支払わなければ制度を維持することはできない。

こうした点からみて、年金のなかでも「次世代育成支援」を行うことは問題がない、むしろ必要であると考える。

ただし、年金制度を維持していくためにも、現在の支え手である女性被保険者を失わないよう配慮し、将来の支え手である子どもを育成するよう留意すべきである。

[女性被保険者を失わないために]

「仕事と家庭の両立」ができる社会の実現をめざして、社会環境の整備を行うことが必要。年金制度は、「働き続けたい」、「年金を納めたい」と思えるような制度であることが望ましい。また、育児を中心的に行った者が、それを理由に将来受け取る年金が減ってしまうようでは、制度としての魅力に欠ける。そこで次のような配慮を行ってはどうか。

①育児休暇中の保険料免除期間の延長、②就業を継続するも時短等で年金保障が不利にならないよう、育児期間前の標準報酬、あるいは平均賃金で保険料納付が行われたものとして扱うなどの配慮、③いったんは離職した後も（例えば）3 年以内に再就職した場合などの配慮、④第 1 号被保険者への育児期間中は保険料免除等の配慮。

[次世代を育てるために]

・年金対話集会でのご高齢の方のご意見や、世論調査などを見ても、自分達の年金の一部を次世代の子どもたちに回すことに対しては理解していただけているように思う。待ったなしの少子高齢化だからこそ、公的年金等控除の見直しを行い、その増収分は子育て支援、次世代育成支援に充ててほしい（例えば、国庫に配分される分は基礎年金へ、住民税や地

方交付金として自治体に配分されるお金を子育て支援、次世代育成支援にあてる考え方もある)。

- ・ 年金を使った教育資金貸付制度は、年功賃金が期待できない一方で、子どもの学費だけは膨れ上がる 40 代、50 代の親世代の負担を軽減するうえでも、有効な次世代自立支援であると思う。ただ日本育英会、国民生活金融公庫の事業の見直しが行われている現状では、導入は慎重に行うべきであろう。「民間にできることはできるだけ民間に」の原則には従いたいが、「今は何もないが将来性は無限」の若者に、民間がどのぐらいお金を貸してくれるかについては疑問。国民生活金融公庫の枠内で状況を見て、ニーズが高ければ拡大していく方法もある。あるいは大学に貸し付けるなど、貸し倒れのない確実なしきみができるようまだまだ検討の余地はあるように思う。
- ・ 奨学金に限らず海外留学、起業など、若者の「夢」の実現を応援してほしい。例えば、「私の夢プラン」といった学業・職業計画とそれに必要なお金と返済計画をたて年金局へ提出。それを審査し、有望なものに貸し付けるといった方法で、若者の年金制度への理解と親しみやすさを得ていくアイディアもある。